

神戸市家賃債務保証料等補助金交付要綱

令和4年9月14日 局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を支援し、居住の安定を図ることを目的として行う、家賃債務保証料及び孤独死・残置物に係る保険料（以下「家賃債務保証料等」という。）の補助について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 神戸市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画に定める者をいう。
- (2) 賃借人 賃貸借契約を締結し、賃貸住宅を賃借する者をいう。
- (3) 賃貸人 賃貸借契約を締結し、賃借人に賃貸住宅を賃貸する者をいう。
- (4) 家賃債務保証料 賃借人の委託を受けた者が、賃貸住宅の賃貸借契約に基づき当該賃借人が負担すべき債務を保証する費用をいう。
- (5) 孤独死・残置物に係る保険料 賃借人の孤独死等による賃貸人への損害に対して、次に掲げるいずれかを補償内容として含んでいる保険料をいう。
 - ア 残存家財の整理費用
 - イ 居室内の原状回復費用
- (6) 住宅確保要配慮者居住支援法人 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第40条に規定する法人をいう。
- (7) 名簿掲載業者 神戸市高齢者のすまい探し支援事業実施要綱第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (8) 公営住宅 神戸市営住宅条例（平成9年条例第12号）別表第1に規定する市営住宅、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年条例第23号）第2条第1号に規定する県営住宅のうち、神戸市内に所在する住宅をいう。
- (9) 賃貸住宅 神戸市内に所在する賃貸住宅（公営住宅及び社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。）をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 住宅確保要配慮者（住宅セーフティネット法第9条第1項第7号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に入居する別表1に掲げる住宅困窮度が高い住宅確保要配慮者を除く。）であること。
- (2) 住宅確保要配慮者居住支援法人又は名簿掲載業者への相談を経て、令和4年10月1日以降に補助対象者の名義で賃貸借契約を締結し、賃貸住宅に入居していること。
- (3) 令和4年10月1日以降に補助対象者の名義で家賃債務保証料又は孤独死・残置物に係る保険料の契約を締結していること。
- (4) 補助対象者又は同居者が、当該交付申請にかかる入居の前から、神戸市内に在住又は在勤して

いること。

- (5) 補助対象者及び同居者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 14 条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 3 項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- (6) 補助対象者及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- (7) 兵庫県又は神戸市から同様の補助等を受けていないこと。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助又は神戸市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料等補助金交付要綱に基づく家賃債務保証料等の低廉化を受けたことがないこと。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、当該年度の入居時に生じる初回の家賃債務保証料等とし、1 世帯当たり 3 万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市家賃債務保証料等補助金交付申請書兼誓約書（様式第 1 号）
- (2) 申請者の名義で締結した家賃債務保証料等の契約書の写し（補助金の交付を受けようとするものに限る）
- (3) 家賃債務保証料等の領収書の写し（補助金の交付を受けようとするものに限る）
- (4) 申請者の名義で締結した賃貸借契約書の写し
- (5) 申請者及び同居者の住民票の写し
- (6) 住宅確保要配慮者であることを証明する書類

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定及び補助金の額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定について、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）又は補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 7 条 市長は、第 5 条の規定による交付申請があったときは、前条第 2 項により通知した補助金の額について請求があったものとみなし、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 8 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき又はこの要綱の規定に基づく市長等の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、補助対象者にその旨を通知するものと

する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、建築住宅局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表1（第3条第1号関係）

住宅困窮度が高い住宅確保要配慮者

- ・ 入居者及び同居者（以下「入居者等」という。）の所得が15万8千円以下のもの
- ・ 子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。以下同じ。）又は妊娠している者がいるものであり、かつ、入居者等の所得が15万8千円を超え21万4千円を超えないもの
- ・ 同居者に子どもが3人以上いるものであり、かつ、入居者等の所得が15万8千円を超え25万9千円を超えないもの
- ・ 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を得て5年以内のものであり、かつ、入居者等の所得が15万8千円を超え21万4千円を超えないもの